

## 第22回滋賀県子ども若者審議会 議事概要

- 1 日 時 令和6年10月18日(金) 10時00分～11時30分
- 2 場 所 東館7階大会議室
- 3 出席委員 磯部美也子委員、猪田誠委員、落川昌子委員、金山里美委員  
菊地美和子委員、炭谷将史委員、住吉厚志委員、田原賢委員  
西村嘉記委員、野田正人委員、原未来委員、春田真樹委員  
廣瀬香織委員、福原猛委員、藤井駒里委員
- 4 議事内容
  - 開会
  - 出席委員数確認  
出席委員数は15名であり、滋賀県子ども若者審議会規則第4条第3項に定める開催要件を満たしていることが事務局から報告された。

### ○(1)次期「淡海子ども・若者プラン」の策定について

#### 【事務局説明】

事務局より資料1、2に基づき説明

#### (委員)

幸せの度合いを県民世論調査等を活用して調査するとのことであるが、その他の政策目標の指標はどのように把握するのか。

#### (事務局)

例えば県民世論調査の項目として設定されているものや、全国学力・学習状況調査の設問となっているものなど、直接当事者の主観を問う調査から引用したいと考えている。

#### (委員)

指標について、主観的な指標の場合には、例えば「権利守られていますか。」と聞いた場合、権利についてあまり知らない人は高く答えるが、「こんな権利があなたにはあるんだよ」ということが分かったうえで、「やってもらっていない」と感じることもあるので、取組によって右肩上がりに上昇するデータではないことに留意が必要である。

世界的に見て、日本の若者は幸せだと思っていない割合が高いということがよく言われるが、例えばその反対に「あなたは不幸ですか」と聞いた場合には、幸福度が高い結果となることもある。そういった点にも留意が必要である。

答申案では「情報共有」、「複雑・多様化した」といった表現が多いが、支援策は「それ

に対して対応、体制整備を行う」という文脈である。しかし大事なのは、その複雑・多様化したニーズをしっかりと掴むことである。教育の世界では個別最適化と表現され、生徒指導や教育相談ではアセスメントという表現をされる。福祉やそれ以外の部分でも同様である。最初から「私はこんなニーズがある」というラベルがついているわけではなく、一人ひとりにオーダーメイドで、どのような困難があるのかをアセスメントするステージを強調していただきたい。個別には、80 ページ 15 行目の、「複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制の整備」の項目で、アセスメント機能が含まれるよう加筆していただきたい。また 81 ページの「非行少年への対応」についても「関係機関が情報共有した上で適切な役割分担を行い」とあり、情報共有から役割分担に飛んでしまっているが、その間にアセスメントの視点を入れていただきたい。

次に、82 ページに「家庭裁判所との連携」とあるが、本文は送致に関する内容である。司法機関との関係性としては連携ではなく、司法機関が独自に判断して執行する権限を持っている。本文に合わせて「適切な送致」といった形にしていきたい。

もう 1 点、88 ページ 14 行目に、「児童養護施設の小規模かつ地域分散化および高機能化・多機能化」とあるが、ここでは「児童養護施設」に「等」が必要なのか。児童養護施設だけではなくて、社会的養護全般を指すように思うが、本文中は「児童養護施設」に「等」がついている。その部分との関係で、ウの 2 ポツ目に「これまで、子どもを保護し、養育する専門機関として重要な役割を担ってきた施設について」とあるが、この「施設」は児童養護施設を指すのか、あるいはそれ以外の、例えば児童自立支援施設や児童心理治療施設といった施設を指すのか、文脈上読み取りにくい。

私としては児童養護施設について小規模多機能化は重要だと思うが、一方で、児童自立支援施設や児童心理治療施設については、高機能化・多機能化については年度内にこども家庭庁から通知があると思うが、必ずしも小規模化するのではなく、その点はレベルアップが必要だと思う。具体的な施策に関して記載する欄であるので、その施設の狙いについてある程度書き分け、どの種類の施設を指しているのか混乱のないように調整願いたい。

(事務局)

アセスメントに関する記載の追記や、司法との「連携」は「送致」が適切であるとの御指摘、また、児童養護施設等に関して、施設の狙いによって書き分けることなどは修正を検討したい。

(委員)

ウの 2 ポツ目の「施設」はどのような施設を想定しているのか。

(子ども家庭支援課長)

この「施設」については児童養護施設や乳児院を想定していたが、ご指摘のように、見

童自立支援施設や児童心理治療施設も大きな役割を果たしている。

(委員)

104 ページに、離婚した家庭に関して養育費確保の記載がある。生活の安定を図ることや必要な費用を確保するとあるが、具体的に新しい仕組みを作るのか。例えば、強制力があるのか、どの程度改善されるのか。

(子ども家庭支援課長)

養育費の取り決めに関しては個別のケースがあるが、養育費の専門相談員やコーディネーターに間に入っていただき、ハードルの高い手続きを円滑に進むようにする。その中で適切な養育費についてもきめ細かく調整していただくことを想定している。

(委員)

目標設定について、今回は、主観的な数値を立てられており、例えば1番目には「権利が守られていると感じる人の割合」とあるが、それぞれ対象者はだれか。

(事務局)

基本施策1の「子どもの権利が守られていると感じる人」については、子ども自身が感じるだけでなく、社会全体で見てどのくらい子どもの権利が守られると認識をされているか把握したいと考えている。

2番目「教育環境が整っていると感じる人の割合」も同様である。「1人1人の人権が尊重され、個性や能力が発揮できる社会になっていると感じる若者」については、県民世論調査で設定をされている項目であり、当事者である若者がどう感じているか把握するため、回答結果から該当の年齢の調査結果を抽出していくことを考えている。一方で、基本施策8の2つ目では同様の項目でありながら「感じる人の割合」としており、こちらでは若者に限らず、世間一般の認識を把握していきたいと考えている。

3番目の「困り事や不安があるときに先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」の項目は、児童生徒を対象とした調査である。

4番目は児童養護施設等、施設を通じて子どもに対する調査を実施するものである。

5番目は客観的な指標である。

6番目の「子どもを生き育てる環境が整っていると感じる人」は県民全体の意見を把握するもの、待機児童数については、客観的な数値である。

7番目の「母子家庭の暮らし向きに対する意識」は、こちらは母子家庭の大人の方に対する調査である。

8番目の「子どもを生き、育てる環境が整っていると感じる人」は基本施策6の再掲である。

(委員)

全体に聞く場合に、そのうち当事者である子ども・若者がどの程度含まれるかといった点は大事であると思う。

また目標の設定としては主観的な指標でよいのか。事務局の説明から設定の背景や経緯は読み取れたが、これだけの分量の計画が全て主観的な意識に集約されてしまうことに違和感がある。

社会環境や社会的な整備等の客観的な指標は非常に重要だと思うし、それは数値に限らないものもあると考えると、指標の設定はなかなか難しいと思った。

今日の会議では、政策目標までが議論の対象であり、事業目標に関しては引き続き検討するとのことであるが、事業目標が非常に重要であると思うので、その点は丁寧に検討していただきたい。例えば基本施策1で「子どもの意見表明、応答、反映の推進」を掲げた時に、それがこの政策目標と事業目標だけで図れるのか。

この目標設定に関して、子ども・若者の意見の反映を行う予定はあるのか。

(事務局)

県民政策コメントとあわせて、子ども向け意見聴取を行う予定である。その際には数値目標を含む計画全体について意見を求めていくことを考えている。

(委員)

もう1点、「きめ細かな対応が必要な子ども、若者への支援」の事業目標の1つに、あすくらの支援プログラム修了率があるが、支援プログラムの修了率が上がることがよいのか、という点は議論があり得ると思う。目標としての設定がどうかと思うものがいくつかあるので、感想として受け止めていただきたい。

(委員)

計画推進だけでなく、モニタリング、評価が重要である。文中には「必要に応じて見直しを検討する」とあるが、その際は子どもの意見を聴いていただきたいと思うし、時期に応じてしっかり具体的に考えていく必要があると思う。

さきほど養育費の話があったが、これから国でも共同親権や養育費についても検討されることになるので、県レベルでプランを立てても、大きな仕組みが変わる可能性がある。そういった場合に、指標についても計画期間の途中で見直すことがあってもよいと思う。プランの見直しをどのように検討されるのか教えていただきたい。事業目標には既存のデータもあるが、そこからどういった解釈ができ、どのような政策が必要か、といったデータ分析も必要であると思う。

(事務局)

点検、評価、進行管理については、毎年度、本審議会を開催し、前年度の取組状況について、数値目標の進捗状況も含めて御審議いただく予定である。

見直しの範囲については、県の事業の実施状況等に変更がある可能性もあるので、評価のために引用する数値についても随時変更する可能性はあると考えている。

(委員)

子ども家庭センターの「子ども」をひらがなの表記に合わせたい。

また、9ページに「妊婦検診提供体制」とだけ書かれているが、そこをどうしていくのか追記したい。

(委員)

70ページ、「子どもの権利侵害の救済(仮)」とあるが、この(仮)は何か。

(事務局)

子ども基本条例の制定に関連する部分であるが、並行して検討を進めているため、状況によって記載が変更になる可能性があり、(仮)としている。大きな方向性としては審議会からいただいた答申を踏まえて検討を進めているところ。

(委員)

第三者機関の設置については大きな要素であるので、指標として客観的な取組を入れていただきたい。

プランの推進についてであるが、市町や家庭、事業者等と連携し、滋賀県全体として進めていくとされている。県の役割として市町が子育て支援施策を円滑に実施できるように支援すると書かれているが、市町に対する助言や情報共有だけでなく、財政的な支援は役割として含まれないのか。

(委員)

事業目標達成のために十分な財政的支援はされるのか。

(事務局)

事例として、市町の実情に応じて必要な事業に活用するための交付金を今年度設置しており、財政的支援については実施をしているところ。個別の事業に関してプランに記載することは難しいが、引き続き対応していく。

(委員)

県の役割として追記することは難しいのか。

(事務局)

表記の方法は調整して検討したい。

(委員)

子どもの権利に関して、我々大人や社会が、子どもの権利をどれだけ正しく理解してそれを反映させようとしているのかと感じる。

施設でも子どもの権利のことはよく言うし、子どもの意見をよく聞いた上で自分たちの暮らしを整えていこうという話はするが、生活レベルで言うとやはり大人が主導で、子どもの育ちにとってはこっちの方がよいと、子どもにとっては一方的に押し付けられたような出来事が日々起こっている。子どもからも「子どもの声を大事にすると言うけれど、実際と違う」といった声が上がってくる。

政策目標として「子どもの権利が守られる社会づくり」を掲げることは当然だが、具体的に事業のレベルで、周知だけでなく、学べる機会や一緒に考える機会があるとよい社会になっていくのではないか。

(会長)

条例検討の部会の中でも、学ぶことについては意見が出ていた。事業目標としても講座の開催回数を想定されているところであり、今後検討していく必要がある。

(委員)

全体に網羅して案を作成されておりこれが実現できればよいが、絵に描いた餅になってはいけない。ただ、理想をまず掲げてその中で何ができるのか、人材や資金面を考慮して削っていくのは仕方のないことである。

ベストな方法を取ることは難しいが、その中でもベターな戦略を取り、長期的に取り組まなければ、全てが実現できない可能性があると感じる。

「子ども・若者が笑顔で幸せに暮らせる滋賀」とあるが、幸せはものすごく大きな目標である。笑顔、幸せになるためにどうすればよいか、もっと深く掘り下げてはどうか。

人間としては、人の役に立ったとか、人のためになっているとか、人に必要とされているときに幸せを感じることを考えると、例えば祭りや運動会といった、子どもたちが活躍できる場をどんどん増やして、あなたが必要だと感じられる場があれば幸せは高まるのではないか。

(会長)

「子ども・若者」の目指す姿として、「夢や希望を叶えることができる」とある。この

捉え方として、まず「全ての」子ども・若者とするのか、次に「叶えることができる」のか、または「叶える機会を有する」のか。おそらく機会の平等であると思うので、あえて分かるように書く方がよいのではないか。

また、基本政策2の政策目標が教育環境であるが、教育環境というと学校をイメージする。学校も含まれるが、それだけではないと思うので、表現が難しい。

事業目標については、本日扱われないが非常に重要なことであると思う。

(委員)

先ほど交付金の話があったが、新規事業を行う際など、市で100%負担することが難しい場合に、半分は交付金が活用できる。こういった交付金を積極的に活用できれば、市町の子ども施策も進んでいくのではないか。

もう1点、先日、離婚前の方を対象とした講座を開催したが、こういった題材は会場に来ていただく場合には顔が差すし、市で募集しづらいといったことがある。

市町が実施するのにそぐわない、やりづらいものは、スケールメリットを生かして、県ならではの施策を実施いただけると市町の行政も助かるのでお願いしたい。

(委員)

政策目標のデータは地域ごとで差が出ると思う。学校や地域ごとで実情が変わるので、地域ごとでデータを取ると、改めて地域の特性が見えて対処しやすくなるのではないか。

政策目標2の「子どもの教育環境が整っている」ことに関して、学校も含まれると思うが、私自身、自然豊かなところに育ち、そういう環境で過ごしたことも教育環境だと思っただし、放課後に友達と公園で遊んだことも、多様な遊びや体験の機会につながると思う。質問をする際に、学校だけでなく、いろいろな選択肢があると、答える側も考えやすいのではないか。

もう1点、「子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための支援」に「(4)結婚を希望する若者を社会全体で応援する取組」とある。事業目標に「しが結」の会員数があったが、こういった取組を初めて知った。周囲でも一般的なマッチングアプリを使っている人が多いが、誰と会うかわからず危険と感じたり、会ってみたら違う人だったということもある。京都や大阪の人と出会って滋賀から出ていってしまうことも多いと思うので、「しが結」をアピールされる際に、滋賀で出会えるから滋賀で住めることや、県が運営しているから安全であるといったこともアピールしていただけるとよいと感じた。

(会長)

「しが結」については今回初めて知った。それ以外もそうであるが、情報が氾濫しているなかで、うまく伝えていくのは大事なポイントだと感じる。

(委員)

行政の立場として財政的措置を記載することは難しいと感じている。交付金で対応いただいている状況であり、今後も継続していただきたい。

財政面以外でも、例えば学校教員の確保など、市や町では難しい場合も多い。子どもたちにも関わることなので、協力をお願いしたい。

(委員)

115 ページの「障害のある子どもとその家族への支援」について、放課後等デイサービスが出ているが、障害のある子どもとその家族の支援は児童発達支援センターが中心になって動いているのではないか。児童福祉法にも新たに規定された機関であり、児童発達支援センターの名称を明示して、しっかり機能しているということが示せないか。

(委員)

このせっかく作ったこのプランが、当事者のお母さんたちが知る機会が少ないのは残念である。県が考えている「子ども・若者が笑顔で幸せに暮らせる滋賀」というものを一般の方に伝えることも大事である。

細かく書くほどに一般の方に伝えることが難しく感じるので、分かりやすく伝える方法を考えることが必要であると思う。

(会長)

当事者にしっかり伝えていくことは非常に大事である。

(委員)

131 ページに「意見は訂正や撤回ができること、聞いた意見がどう取り扱われるか、いつ頃フィードバックをするか、最初に子ども・若者に説明します」とあり、訂正、撤回ができることは非常に大事であると思う。

自分の意見に責任を持つことは大事だと思うが、後で意見が変わることはあると思うし、それを換えられないと意見を言いづらくなってしまう。

また、フィードバックすることも最初に伝えることで、意見を言いやすいと思う。

(委員)

子どもたちの笑顔に直結しているのが学校だと感じている。1日の中で、もしかしたら家よりも長く学校にいる子どもたちも多いと思うと、子どもたちを笑顔にできるかどうか、学校教育に大きな役割があると思う。

そういう意味では、基本施策2の「(2)夢と生きる力を育む学校教育の充実」は重要で



ある。県、市町も様々な形で学校を支援していただいているが、現場では非常に厳しい現実が待っている。今は働き方改革ということで、とにかく仕事を終えて早く帰りましょうと言われるが、なかなか帰れない現実がある。男性の育児休暇取得促進も言われるが、育児休暇に入るためには代わりの先生が必要である。一生懸命探すが見つからず、欠けた状態で他の先生がプラスアルファの仕事をしながら学校を運営しているのが現実である。

学校教育だけではなく、子どもの幸せと直結する学校にどれだけ社会が目を向けて支援をしていただけるのかが、大きなところだと思いながら聞かせていただいた。

(委員)

「子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための支援」について、アンケートで「自分のやりたいことができる」という回答が多かったことから、「(4)若者の希望を叶えるための支援」を重点とされたとあった。

この場合、回答にあった「自分のやりたいことができる」というのはどういったことが想定されるのか。この項目には就労支援や結婚支援が掲載されるが、狭いのではないか。

自分がやりたいことができるという、若者の声を反映させられるような、包括的な項目を設けるとよいのではないか。

関連して4ページに現状や課題が書かれているが、こちらに希望を叶えるための支援に関連する施策が必要であることが書かれていないので、合わせて追記してはどうか。

(会長)

審議会としては今回が最後であり、御意見を踏まえた調整・修正に関しては、会長と事務局に一任いただきたい。それを踏まえ、知事へ答申させていただく。

○子ども若者部長 挨拶

○閉会